

埼玉県立大学大学院長期履修学生規程

平成22年4月1日
規程第117号

(趣旨)

第1条 この規程は、埼玉県立大学学則（平成22年規則第1号。以下「学則」という。）第71条の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期履修期間と在学年限)

第2条 長期履修学生として標準修業年限以上の長期にわたり計画的に教育課程を履修する事を認める期間（以下「長期履修期間」という。）は、学則第69条に規定する修業年限と通算して、博士前期課程にあつては4年、博士後期課程にあつては6年を超えることができない。

2 長期履修学生の在学年限は、博士前期課程にあつては5年、博士後期課程にあつては6年とする。

3 学則第31条に定める休学期間は、前項の在学年限には算入しない。

(対象者)

第3条 長期履修学生を申請することができる者は、博士前期課程又は博士後期課程に入学又は在学する者であり、かつ次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

一 職業を有する者

二 その他やむを得ない事情であると学長が認める者

(申請手続)

第4条 長期履修学生を希望する者（以下「希望者」という。）は、新入生については入学手続き期間内に、入学後は修了する月の6か月前までに次の各号に掲げる書類に指導教員の意見を添えて学長に提出しなければならない。ただし、希望者が新入生の場合にあつては、指導教員の意見は要しないものとする。

一 長期履修学生申請書（様式第1号又は様式第2号）

二 就業証明書（職業を有する者）

(許可)

第5条 前条の申請に対しては、学長が許可する。

(履修期間変更の申請手続)

第6条 長期履修学生は、履修期間の変更を希望する場合は、「長期履修期間変更申請書(様式第3号)」に指導教員の意見を添えて、次の各号に掲げる期間までに学長に申請するものとする。

一 延長する場合には修了する月の6か月前

二 短縮する場合には修了を予定する月の6か月前

(履修期間変更の許可)

第7条 前条の申請に対しては、学長が許可する。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程（平成22年規程第52号）第2条に定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年9月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

年 月 日

長期履修学生申請書（在学生用）

（あて先）
埼玉県立大学長

下記のとおり長期履修学生として履修を希望しますので、必要書類を添えて申請いたします。

課程・専修名		学籍番号	
氏名		年度入学	年次
住所	〒	電話	
		E-mail	
勤務先		職種	
勤務先住所	〒		
希望する履修期間	年 4月（入学）～ 年 3月（履修修了）		
長期履修を希望する理由及び履修計画			
指導教員の意見			

年 月 日

長期履修期間変更申請書

（あて先）
埼玉県立大学長

下記のとおり長期履修期間の変更を希望しますので、申請いたします。

課程・専修名		学籍番号	
氏名		年度入学	年次
住所	〒	電話	
		E-mail	
変更前の履修期間	年 4月（入学）～ 年 3月（履修修了）		
変更後の履修期間	年 4月（入学）～ 年 3月（履修修了）		
長期履修期間を変更する理由			
指導教員の意見			